

A2 訪問介護相当サービス(従前相当サービス)・共生型訪問介護相当サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型介護相当サービス費Ⅰ イ 共生型訪問型介護相当サービス費Ⅰ	要支援1・2 (週1回程度)	1,168	1月につき	
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818		
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,168単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1,051
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	736		
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割			38		
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任	要支援1・2 (週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27	1日につき	
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一	38単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	34		
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24			
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ		2,335			
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任	要支援1・2 (週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635		
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一	ロ 訪問型介護相当サービス費Ⅱ ロ 共生型訪問型介護相当サービス費Ⅱ	2,335単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,102	
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472		
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割			77		
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任	要支援1・2 (週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54	1日につき	
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69		
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49			
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ		3,704			
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任	要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593		
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一	ハ 訪問型介護相当サービス費Ⅲ ハ 共生型訪問型介護相当サービス費Ⅲ	3,704単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,334	
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334		
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割			122		
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任	要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85	1日につき	
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110		
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77			
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	網掛け部分は、豊中市では使用しません		0		
A2	2413	訪問型独自サービスⅣ・初任	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	0		
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一	-1単位 ※1月の中で全部で4回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	0		
A2	2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	0			
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)		0		
A2	2513	訪問型独自サービスⅤ・初任	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	0		
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一	-1単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	0		
A2	2515	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	0			
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ		0			
A2	2623	訪問型独自サービスⅥ・初任	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	0		
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一	-1単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	0		
A2	2625	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	0			
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		0			
A2	1413	訪問型独自短時間サービス・初任	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満)	0		
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一	-1単位 ※1月につき22回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	0		
A2	1415	訪問型独自短時間サービス・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	0			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の15%加算	1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算	1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算	1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算	1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	二 初回加算	200単位加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		200単位加算	200		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算			
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算			
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算			

※上表算定項目中「要支援1」と記載のあるサービスコードについては、平成31年3月31日までの間事業対象者(経過措置対象者のみ)の請求も可能です。

A2 訪問型サービスA(基準緩和サービス) サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ/2	イ 訪問型 サービスA費Ⅰ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 234単位	234	1回につき
A2	2424	訪問型独自サービスⅣ/2・同一		※1月の中で全部で4回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	211	
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ/2	ロ 訪問型 サービスA費Ⅱ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,027単位	1,027	1月につき
A2	1124	訪問型独自サービスⅠ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	924	
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ/2日割	ハ 訪問型 サービスA費Ⅲ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 34単位	34	1日につき
A2	2124	訪問型独自サービスⅠ/2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	30	
A2	2521	訪問型独自サービスⅤ/2	ニ 訪問型 サービスA費Ⅳ	要支援2 (週2回程度) 234単位	234	1回につき
A2	2524	訪問型独自サービスⅤ/2・同一		※1月の中で全部で8回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	211	
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ/2	ホ 初回加算	要支援2 (週2回程度) 2,024単位	2,024	1月につき
A2	1224	訪問型独自サービスⅡ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,822	
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ/2日割	ヘ 介護職員処遇改善加算	要支援2 (週2回程度) 67単位	67	1日につき
A2	2224	訪問型独自サービスⅡ/2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ホ 初回加算	200単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算		

※介護職員処遇改善加算は、訪問介護相当サービスのコードと同じです。

A3 訪問型サービスA(基準緩和サービス) サービスコード表(市独自加算請求時に使用)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付割合	合成単位数	算定単位		
種類	項目								
A3	1001	訪問型サービスA軽度化加算	ト 軽度化加算	要支援1・2	30単位加算	100%	30		
A3	1002	訪問型サービスA災害時訪問計画加算Ⅰ・1割	チ 災害時訪問計画加算		(1)災害時訪問計画加算(Ⅰ)	1割負担者用	10単位加算	90%	10
A3	1003	訪問型サービスA災害時訪問計画加算Ⅰ・2割					10単位加算	80%	10
A3	1006	訪問型サービスA災害時訪問計画加算Ⅰ・3割					10単位加算	70%	10
A3	1004	訪問型サービスA災害時訪問計画加算Ⅱ・1割			(2)災害時訪問計画加算(Ⅱ) (要介護者も含めた計画を策定 する場合)	2割負担者用	20単位加算	90%	20
A3	1005	訪問型サービスA災害時訪問計画加算Ⅱ・2割					20単位加算	80%	20
A3	1007	訪問型サービスA災害時訪問計画加算Ⅱ・3割					20単位加算	70%	20

A6 通所介護相当サービス(従前相当サービス)・共生型通所介護相当サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所介護相当サービス費Ⅰ	要支援1	1,647単位	1,647 1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス1日割	イ 共生型通所介護相当サービス費Ⅰ		54単位	54 1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス2	ロ 通所介護相当サービス費Ⅱ	要支援2	3,377単位	3,377 1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス2日割	ロ 共生型通所介護相当サービス費Ⅱ		111単位	111 1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス1回数	網掛け部分は、豊中市では使用しません		0単位	0 1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス2回数	※1月の中で全部で5回から8回まで		0単位	0	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	所定単位数の5%加算			1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	所定単位数の5%加算			1回につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ハ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	要支援1	376単位減算	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		要支援2	752単位減算	-752	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ニ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ホ 運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		150単位加算	150	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ト 口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	手 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120単位加算	120	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ11	ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援1	72単位加算	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ12			要支援2	144単位加算	144
A6	6101	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ21		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	要支援1	48単位加算	48
A6	6102	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ22			要支援2	96単位加算	96
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	24単位加算	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2			要支援2	48単位加算	48
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算1		ル 生活機能向上連携加算			200
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算2				運動器機能向上加算を算定している場合	100
A6	6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	ラ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)			5 1回につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の59/1000 加算			1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の23/1000 加算			
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算			
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所介護相当サービス費Ⅰ	要支援1	1,647単位	定員超過の場合 ×70%
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			54単位	
A6	8011	通所型独自サービス2・定超	ロ 通所介護相当サービス費Ⅱ	要支援2	3,377単位	
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			111単位	
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超	事業対象者・要支援1		0単位	
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超	網掛け部分は、豊中市では使用しません		0単位	0 1回につき
			※1月の中で全部で5回から8回まで		0単位	0

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A6	9001	通所型独自サービス1・欠	イ 通所介護相当サービス費Ⅰ	要支援1	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%
A6	9002	通所型独自サービス1日割・欠			54単位	
A6	9011	通所型独自サービス2・欠	ロ 通所介護相当サービス費Ⅱ	要支援2	3,377単位	
A6	9012	通所型独自サービス2日割・欠			111単位	
A6	9003	通所型独自サービス1回数・欠	事業対象者・要支援1		0単位	
A6	9013	通所型独自サービス2回数・欠	網掛け部分は、豊中市では使用しません		0単位	0 1回につき
			※1月の中で全部で5回から8回まで		0単位	0

※上表算定項目中「要支援1」と記載のあるサービスコードについては、平成31年3月31日までの間事業対象者(経過措置対象者のみ)の請求も可能です。

A6 通所型サービスA(基準緩和サービス) サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A6	1213	通所型独自サービス/21回数	イ 通所型サービスA費Ⅰ (3時間未満)	事業者対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	330単位	330 1回につき
A6	1211	通所型独自サービス/21		事業者対象者・要支援1	1,438単位	1,438 1月につき
A6	1212	通所型独自サービス/21日割		事業者対象者・要支援1	47単位	47 1日につき
A6	1223	通所型独自サービス/22回数		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	330単位	330 1回につき
A6	1221	通所型独自サービス/22		要支援2	2,865単位	2,865 1月につき
A6	1222	通所型独自サービス/22日割		要支援2	94単位	94 1日につき
A6	1313	通所型独自サービス/31回数	ロ 通所型サービスA費Ⅱ (3時間以上)	事業者対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	350単位	350 1回につき
A6	1311	通所型独自サービス/31		事業者対象者・要支援1	1,525単位	1,525 1月につき
A6	1312	通所型独自サービス/31日割		事業者対象者・要支援1	50単位	50 1日につき
A6	1323	通所型独自サービス/32回数		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	350単位	350 1回につき
A6	1321	通所型独自サービス/32		要支援2	3,038単位	3,038 1月につき
A6	1322	通所型独自サービス/32日割		要支援2	100単位	100 1日につき
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算/21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業者対象者・要支援1	150単位減算	-150
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		要支援2	150単位減算	-150
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ハ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の59/1000 加算		1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の23/1000 加算		
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算		
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算		

※介護職員処遇改善加算は、通所介護相当サービスのコードと同じです。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	8006	通所型独自サービス/21回数・定超	イ 通所型サービスA費Ⅰ (3時間未満)	事業者対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	330単位	定員超過の場合 ×70%	
A6	8004	通所型独自サービス/21・定超		事業者対象者・要支援1	1,438単位		1,007 1月につき
A6	8005	通所型独自サービス/21日割・定超		事業者対象者・要支援1	47単位		33 1日につき
A6	8016	通所型独自サービス/22回数・定超		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	330単位		231 1回につき
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超		要支援2	2,865単位		2,006 1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超		要支援2	94単位		66 1日につき
A6	8009	通所型独自サービス/31回数・定超	ロ 通所型サービスA費Ⅱ (3時間以上)	事業者対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	350単位	定員超過の場合 ×70%	
A6	8007	通所型独自サービス/31・定超		事業者対象者・要支援1	1,525単位		1,068 1月につき
A6	8008	通所型独自サービス/31日割・定超		事業者対象者・要支援1	50単位		35 1日につき
A6	8019	通所型独自サービス/32回数・定超		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	350単位		245 1回につき
A6	8017	通所型独自サービス/32・定超		要支援2	3,038単位		2,127 1月につき
A6	8018	通所型独自サービス/32日割・定超		要支援2	100単位		70 1日につき

従事者が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	9006	通所型独自サービス/21回数・人欠	イ 通所型サービスA費Ⅰ (3時間未満)	事業者対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	330単位	従事者が欠員の 場合 ×70%	
A6	9004	通所型独自サービス/21・人欠		事業者対象者・要支援1	1,438単位		1,007 1月につき
A6	9005	通所型独自サービス/21日割・人欠		事業者対象者・要支援1	47単位		33 1日につき
A6	9016	通所型独自サービス/22回数・人欠		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	330単位		231 1回につき
A6	9014	通所型独自サービス/22・人欠		要支援2	2,865単位		2,006 1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/22日割・人欠		要支援2	94単位		66 1日につき
A6	9009	通所型独自サービス/31回数・人欠	ロ 通所型サービスA費Ⅱ (3時間以上)	事業者対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	350単位	従事者が欠員の 場合 ×70%	
A6	9007	通所型独自サービス/31・人欠		事業者対象者・要支援1	1,525単位		1,068 1月につき
A6	9008	通所型独自サービス/31日割・人欠		事業者対象者・要支援1	50単位		35 1日につき
A6	9019	通所型独自サービス/32回数・人欠		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	350単位		245 1回につき
A6	9017	通所型独自サービス/32・人欠		要支援2	3,038単位		2,127 1月につき
A6	9018	通所型独自サービス/32日割・人欠		要支援2	100単位		70 1日につき

A7 通所型サービスA(基準緩和サービス) サービスコード表(市独自加算請求時に使用)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付割合	合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1001	通所型サービスA軽度化加算	二 軽度化加算	要支援1・2	30単位加算	100%	30
A7	1002	通所型サービスA自立支援促進体制加算・1割	ホ 自立支援促進体制加算	1割負担者用	20単位加算	90%	20
A7	1003	通所型サービスA自立支援促進体制加算・2割		2割負担者用	20単位加算	80%	20
A7	1004	通所型サービスA自立支援促進体制加算・3割		3割負担者用	20単位加算	70%	20

## 介護予防ケアマネジメント サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	1被保険者について原則的なケアマネジメントを行った場合	430	1月につき
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA・初回	1被保険者について原則的なケアマネジメントを行い、かつ初回加算の対象となる場合	730	1月につき
AF	1003	介護予防ケアマネジメントA・連携	1被保険者について原則的なケアマネジメントを行い、かつ介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の対象となる場合	730	1月につき
AF	1004	介護予防ケアマネジメントA・初回・連携	1被保険者について原則的なケアマネジメントを行い、かつ初回加算及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の対象となる場合	1,030	1月につき
AF	1005	介護予防ケアマネジメントC	1被保険者について初回のみでのケアマネジメントを行った場合	730	1月につき

※平成30年3月審査(2月サービス提供分)より、大阪府独自システムから標準システム(AF)に変更